

最新判決情報

2019 年

[4 月分]

○ABCカイロプラクティック事件

東京地裁 H31.4.10 H30(ワ)11204 商標権侵害差止請求事件(佐藤達文裁判長)

第 44 類「あん摩・マッサージ・指圧・カイロプラクティックほか」を指定役務とする本件登録商標「ABCカイロプラクティック」(標準文字)の商標権者である原告が、「ABCカイロプラクティックセンター」等の商標を使用し整体院を営む被告に対して、その使用差止と損害賠償を求めた事案である。

「ABCカイロプラクティックセンター」をネット検索すると、2件の広告サイトが冒頭にリストされ、上段が原告整体院のサイト、下段が被告整体院のサイトである。そのため、登録商標「ABCカイロプラクティック」を有する原告が、被告整体院「ABCカイロプラクティックセンター」を提訴した模様である。なお原告整体院は川崎市に、被告整体院は東京中野区であるが、名称が紛らわしいことに間違いはない。

而して被告は、同じく第 44 類「美容、理容、あん摩、マッサージ、カイロプラクティック他」について佐賀県在住の訴外Aが所有する先登録商標「ABC」を引用し、原告商標登録が無効とされるべきである旨の抗弁を行なった。

東京地裁は、まずこの無効の抗弁について審理し、原告登録商標中「カイロプラクティック」の部分は「脊椎調整療法」という役務の種類ないし内容を表示するにすぎないので、この部分は役務の出所識別標識としての称呼、観念は生じない。その結果、「ABC」の部分が出所識別標識として強く支配的な印象を与えるので、引用商標とは外観、観念、称呼が同一となり、原告商標登録は商標法 4 条 1 項 11 号に該当し、無効審判により無効とされるべきである判断し、原告の請求を棄却した。

この判決理由も一応の筋が通っているが、原告としては釈然としない思いであろう。せっかく「ABCカイロプラクティック」を商標登録したのに、これに極めて類似する他社商標「ABCカイロプラクティックセンター」に対して権利主張が許されないのであるから、しかも本件とは無関係の第三者商標を理由に無効とされるべきと判断されたのであるから、商標登録制度とは一体どうなっているのだろうかと疑問を持ったであろう。

判決のような要部判断が正しいとすると、特許庁の審査が誤りであったことになるが、以下の審決例を見る限り、業態表示語を一体的と判断したケースも多いので、審査での判断もあながち間違っていたともいえない。

不服 2017-8459 司法書士法人コスモ X コスモ/COSMO (第 45 類)
不服 2014-900304 パティスリー メルシー X メルシー (第 30 類)
不服 2014-9230 KIZUNAcafe X きずな (第 43 類)
不服 2003-10538 ベルクリニック X ベル歯科医院 (第 44 類)

筆者の個人的な感想を言えば、原告登録商標を無効と判断することよりも、被告商標が原告登録商標に類似するとして原告商標を保護することの方が優先順位が高いように思われるし、本件のような要部判断を伴う類否の問題については、裁判所が判断するのではなく、まずは特許庁の無効審判を経るべきであるように感じられる。

けだし、「カイロプラクティック」が含まれる類似群コード「42V01」について「ABC?」が含まれる商標を検索すると、「ABC クリニック」「ABC セラピー」「ABC 整体」などが並存登録されていることから、簡単なローマ字 3 文字から成る「ABC」の識別性は弱く、このような語の場合には業態表示語と一体的に識別性を判断すべきと特許庁が考えていることが理解されるからである。